

松原市立 松原南小学校

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、まさに人権に関わる重大な問題である。また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものと認識し、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に進めていかなければならない。

本校においては、学校教育目標に

「自ら考え判断し、行動する心豊かな人間性のある子どもを育てる」

また、めざす子ども像として

「友だちを大切にする子」

「命を大切にする子」

「自分の思いを表現できる子」

「ふるさとを大切にできる子」

をかかげている。児童が周囲の友だちや教職員と信頼できる関係づくりを基盤に、「すべての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」のために、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚と市民社会のルールを尊重する態度をすべての教育活動を通じてはぐくむ学校づくりを推進していく。

上記のような認識のもと、ここに、学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめ防止等の対策のための組織

① 組織名

松原南小学校 いじめ対策委員会

② 構成員

校長、教頭、首席、教務、人担、養護教諭、生活指導部部長、支援コーディネーター、日本語指導担当、学年代表、スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

③ 組織の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ・ いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめまたはその疑いのある事柄への対応
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修
- ・ 各とりくみの進捗の確認及び有効性の検証
- ・ いじめについての教職員の理解を深める研修会等の企画

④ とりくみ状況の把握と検証の方法

- ・ 学年会議・職員会議などでの情報共有
- ・ 毎月実施する生活指導部会での情報共有とケースの検証
- ・ いじめやその疑いのある事案が起こった場合、ケースの検討と今後の具体的な対応、その検証について、組織的に行う「いじめ対策会議」の開催。
- ・ 学期ごとに実施する生活実態交流会での日常の集団づくりや未然防止のためのとりくみについての計画立案・検証。
- ・ とりくみをふまえた学校いじめ防止基本方針等の見直し。

3. いじめ防止及びいじめ認知への対応

① 未然防止のためのとりくみ

- ・ 教職員間のこまめな情報共有
- ・ 一人ひとりの児童のていねいな内面把握とどの子にも居場所のある集団づくりの推進
- ・ 道徳や総合的な学習の時間などを大切にされた人権教育の充実
- ・ 一人一人が参加し、わかる授業づくり
- ・ 一人一人が活躍し自己有用感を高める行事、活動の工夫

② 早期発見のためのとりくみ

- ・ 授業や休み時間、遊びなどの時間での観察。
- ・ 日記やふりかえりなどを活用した内面把握。
- ・ 「なかまづくりアンケート」の実施。
- ・ 相談体制の充実。
- ・ 会議などでの情報共有と多面的な分析によるいじめの早期発見。

4. いじめ認知後における早期対応のとりくみ

① 認知した場合、相談があった場合

- (1) いじめの疑いやささいな兆候についての情報共有
- (2) 正確で丁寧な事実の把握
- (3) 被害児童からのききとり及び支援、加害児童他関係児童からのききとり及び指導
- (4) 被害児童の家庭、加害児童の家庭への連絡および連携
- (5) 関係機関との連携と学校の組織的な対応
- (6) 全児童への適切な指導

② 緊急・重篤な事案への対応

緊急・重篤ないじめとは、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。

- (1) 教育委員会への相談・協議のもと、当該事案にかかる組織を設置する。
- (2) 早期支援のために事実関係を明らかにするための調査を行う。
- (3) 関係機関との連携、教育委員会への報告・連携を行う。
- (4) 被害・加害家族への説明及び支援と継続的な助言を行う。
- (5) プライバシーの保護。
- (6) 再発防止のためのとりくみを進める。

③ ネット上のいじめへの対応

- ・ 事実確認と、書き込みへの削除要請などの対応。
- ・ 該当児童・保護者への支援・および指導
- ・ 「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等の活用
- ・ 「SNSノートおおさか」をはじめ、関係機関の連携も含めた情報モラル教育の推進